

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】

2

◇ 上下水道局

- 市有財産の貸付けに係る一般競争入札の公告【上下水道局下水道部下水道計画課】

3

北九州市公告第471号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成28年6月20日 第944603号

2 路線名

路線名	事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
市道黒 崎岸の 浦1号 線	交通安 全施設 等整備 事業	17.1～ 19.1	35.0	北九州市八幡西 区岸の浦二丁目 20番1	北九州市八幡西 区岸の浦一丁目 21番2地先

北九州市上下水道局公告第90号

市有財産を一般競争入札により貸し付けるので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年6月20日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

1 貸し付ける物件

- (1) 名称 戸畑ポンプ場雨水滞水池上部用地
 - ア 所在地 北九州市戸畑区川代二丁目31番2のうち
 - イ 貸付面積 455.48平方メートル
 - ウ 最低価格 月額4万7,000円
- (2) 名称 弁天ポンプ場跡地
 - ア 所在地 北九州市戸畑区初音町156番及び157番
 - イ 貸付面積 2,246.5平方メートル
 - ウ 最低価格 月額34万9,000円
- (3) 名称 前田ポンプ場跡地
 - ア 所在地 北九州市八幡東区前田一丁目2番1
 - イ 貸付面積 478.93平方メートル
 - ウ 最低価格 月額8万8,000円

2 貸付条件

- (1) 貸付期間
平成28年8月1日から平成33年7月31日まで
- (2) 使用上の制限
 - ア 共通事項
 - (ア) 対象物件を駐車場以外の用途に使用しないこと。
 - (イ) 貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をしていないこと。
 - (ウ) 対象物件を市の事業に供する必要があるときは、賃貸借契約期間中であっても、契約を解除できることとする。（緊急を要する場合を除き、1箇月前までに通知する。）
 - イ 戸畑ポンプ場雨水滞水池上部用地
 - (ア) 敷地内には一切工作物を設置しないこと。
 - (イ) 通路と出入り口部分は、用地管理用の駐車スペースを使用する

車との共用スペースとする。

(ウ) 区画線外に駐車しないこと。

ウ 弁天ポンプ場跡地

(ア) 駐車場のレイアウトは安全に十分配慮して行うこと。

(イ) 区画線等が必要な場合は、借受者の費用と責任で行うこと。

(ウ) 一定の工作物は設置することが可能であるが、大きさや設置箇所等に制限があるので、事前に市と協議すること。

エ 前田ポンプ場跡地

(ア) 敷地内には一切工作物を設置しないこと。

(イ) 区画線外に駐車しないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

(2) 日時

公告の日(以下「公告日」という。)から平成28年7月14日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

4 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

前項の場所及び期間において無償で交付する。

5 入札の参加申込書を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

(2) 日時

平成28年7月4日(月)から平成28年7月7日(木)までの毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

平成28年7月14日(木)

ア 戸畑ポンプ場雨水滞水池上部用地 午前10時30分

イ 弁天ポンプ場跡地 午前11時

ウ 前田ポンプ場跡地 午前11時30分

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第1入札室

7 入札に参加することができる者の資格

次の要件を全て満たす地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5に規定する法人であること。

- (1) 北九州市内に本店又は支店若しくは営業所があること。
- (2) 健全な経営を行っていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続をしていないこと。
- (4) 北九州市が行う指名競争入札に関する指名停止をされていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 国税及び北九州市税の滞納がないこと。
- (8) 北九州市上下水道局契約規程において準用する北九州市契約規則第2条に該当する者ではないこと。

8 入札保証金

- (1) 5万円
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、上下水道局に帰属する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 最低貸付料を下回る価格によるもの。
- (2) 参加資格のない者が入札したもの、又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が入札したもの。
- (3) 指定の日時までに参加申込書を提出しなかったもの。
- (4) 参加資格者の記名押印がないもの。
- (5) 本市が交付した入札書を用いずに提出したもの。
- (6) 同一の入札審査について、参加資格者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部のもの。

- (7) 同一の入札審査について、参加資格者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その双方のもの。
- (8) 同一の入札審査について、他の参加資格者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したときは、その全部のもの。
- (9) 入札価格又は参加資格者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの。
- (10) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- (11) 入札に関し、不正な行為を行った者がしたもの。
- (12) その他、入札に関する条件に違反したもの。

10 入札の中止

- (1) 特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。
- (2) 前号の場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、上下水道局は、補償の責めを負わない。

11 入札等に係る問い合わせ先

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

電話 093-582-2480